（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～九　［略］

十　預金口座等

十一　［略］

２～４　［略］

（職務遺族年金の決定の請求）

第二十八条　職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～十一　［略］

十二　預金口座等

十三　［略］

２～４　［略］

（任意継続加入者となるための申出等）

第三十三条　施行令第十一条第一項第五号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　生年月日

二・三　［略］

２　施行令第十一条第二項第三号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　生年月日

二　［略］

（前納された任意継続掛金の還付の手続）

第三十三条の六　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第三項の規定により前納した任意継続掛金の還付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

一・二　［同上］

三　預金口座等

四～六　［同上］

２　［同上］

（育児休業等の期間に係る掛金の免除の申出）

第三十四条　法第二十八条第二項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日の属する月が同一である場合に限る。）を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一～五　［略］

六　育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

七　第六項に規定する加入者を就業させる日数

八　［略］

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～九　［同上］

十　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

十一　［同上］

２～４　［同上］

（職務遺族年金の決定の請求）

第二十八条　職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～十一　［同上］

十二　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

十三　［同上］

２～４　［同上］

（任意継続加入者となるための申出等）

第三十三条　施行令第十一条第一項第五号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　生年月日及び性別

二・三　［同上］

２　施行令第十一条第二項第三号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　生年月日及び性別

二　［同上］

（前納された任意継続掛金の還付の手続）

第三十三条の六　法第二十五条において準用する組合法第百二十六条の五第三項の規定により前納した任意継続掛金の還付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

一・二　［同上］

三　還付金の払渡しを受けようとする金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

四～六　［同上］

２　［同上］

（育児休業等の期間に係る掛金の免除の申出）

第三十四条　法第二十八条第二項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一～五　［同上］

［号を加える］

［号を加える］

六　［同上］